

事務所便り

2021年3月号
2021年3月22日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

コロナ感染症が経済に影響を及ぼすようになって、もう一年が過ぎました。今月は、業種別に見たコロナ感染症の影響を分析してみます。業種別にみることにより、コロナ後の経営を考えるヒントを得ることが目的です。

業種別のコロナ感染症の影響

公認会計士・税理士 鎌田 直善

下の表は、コロナ感染症による影響を、業種別に、かつ、売上高・利益・人件費などの要素別に分析した表です。野口悠紀雄一橋大学名誉教授が作成されたものです（「経験なき経済危機」ダイヤモンド社）。変化率は2019年と2020年1～3月期の比較です。

	売上高	売上原価	販売費及び一般管理費	営業利益	経常利益	人員計	人件費計
全産業(除く金融・保険業)	-3.48	-2.01	-0.89	-33.91	-31.95	-2.18	-0.51
製造業	2.86	4.20	5.29	-32.26	-29.48	4.56	6.61
非製造業	-5.93	-4.56	-2.89	-34.38	-32.91	-4.41	-3.54
小売業	-1.80	-1.86	0.08	-14.41	-3.96	-4.74	0.15
サービス業(集約)	-17.48	-13.51	-7.96	-59.48	-59.60	-5.38	-7.83
宿泊業	-14.02	-21.59	8.67	-9,337.02	-1,201.21	30.31	18.78
飲食サービス業	-7.40	-7.60	0.33	-242.41	-234.66	7.71	8.77
生活関連サービス業	-20.84	-20.64	-13.42	-369.15	-261.60	-6.04	-1.08
娯楽業	-7.77	-3.56	-10.96	-75.36	-78.41	2.54	-0.96
医療・福祉業	1.38	-2.45	8.50	0.69	26.72	-25.97	-21.80
その他のサービス業	-10.97	-9.87	-8.62	-29.69	-29.54	-0.47	-3.91

これによると、売上高については、殆どの業種で減少しており、その減少幅は、数%から20%程度です。ところが、営業利益や経常利益の減少幅については、小売業では10%前後ですが、飲食サービス・生活関連サービス業では数百%、宿泊業では数千%と大きく異なっています。なぜこのような違いが出るのでしょうか？ 以下、分析してみましょう。

宿泊業（ホテル・旅館等）は、ホテル建物の減価償却費（または賃借料）、スタッフの人件費など、費用総額に占める固定費の割合が高い業種です。このような業種では、売上高が一時的に減少しても、費用総額はそれほど減少せず、利益が大きく減少します。飲食サービス・生活関連サービス業（理美容業など）も、同様に、固定費の割合が大きい業種といえます。

一方で、小売業・卸売業などは、費用総額のうち、商品・材料などの仕入コストが占める割合が高く、固定費の割合が低いので、売上が減少すると仕入コストが減少し、したが

って費用総額も減少します。

このように、業種によって、売上高や利益の変化が異なる背景の一つには、以上でご説明した変動費・固定費の費用構造の違いがあります。

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について スタッフ 内田 優

経済産業省中小企業庁より新たな一時支援金の詳細が公表されました。以前の持続化給付金よりも要件が複雑になっておりますので、(令和3年3月11日時点の)概要のみのお知らせとなります。給付の対象となり得るのか、ご検討をよろしくお願い致します。

➤ 給付額

中小法人等 ： 上限 60万円

※ 資本金の額が10億円未満の法人等。(親会社等の要件は無し)

個人事業者等： 上限 30万円

※ 2019年以前から事業を行っている者。(別途、新規開業特例あり)

➤ 給付対象者 … 次のポイントⅠ・Ⅱのいずれにも該当する事業者

ポイントⅠ 2021年の1月、2月又は3月の単月売上が、2019年比又は2020年比で
50%以上減少していること

ポイントⅡ 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛
などの影響を受けていること

・ 飲食店時短営業の影響を受ける事業者とは

緊急事態宣言地域内の飲食店又はその間取引先(卸売市場、流通事業者等)に対して、反復継続した取引を行っており、時短営業の要請を受けた飲食店等の影響を受けて売上が減少している事業者。

・ 外出自粛などの影響を受ける事業者とは

① 旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等(南渡島エリアは該当します。)で、主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う事業者(※ 地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは対象外です)

② 宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者

③ 上記①②に直接または間接的に商品又はサービスの提供を行う事業者

➤ 申請手続

申請受付期間 ： 2021年3月8日(月) ～ 5月31日(月)

申請には登録確認機関による事前確認が必要です。(当事務所も登録確認機関へとなる申請中です。)上記、給付対象者に該当するお客様は、弊社スタッフまで、ご一報をよろしくお願い致します。

雇用調整助成金の益金計上時期

公認会計士・税理士 鎌田 直善

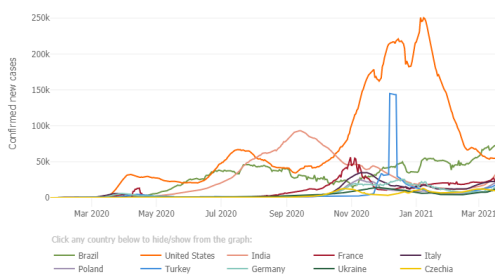
国税庁の下記発表によれば、コロナ感染症に伴う雇用調整助成金については、交付決定時の益金に計上することとされています（「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」 「5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係」の問7）

「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、事前の休業等計画届の提出は不要とされています。その場合の雇用調整助成金の収益計上時期は、原則どおり、交付決定日の属する事業年度となります。」

コロナ感染症の推移

公認会計士・税理士 鎌田 直善

以前もご紹介した、ジョンホプキンス大学による国別新規感染者の増減グラフです。突出して多い山形のグラフがアメリカですが、今年の1月（Jan 2021）にピーク（25万人）の後、3月（Mar 2021）には、ピーク時の5分の1程度（5万人）程度に減少しています。詳しくは、右 url の同大学サイトをご覧ください（<https://coronavirus.jhu.edu/data/new-cases>）。



営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の執務時間は12月～5月の間は、9時から18時までです。よろしくお願いたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。